

婚外子差別に No! 電話相談 2022



042-527-7870

1月6日 7月7日

2月3日 8月4日

3月3日 9月1日

4月7日 10月6日

5月5日 11月3日

6月2日 12月1日

毎月第1木曜日 午後2時～8時

〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

21世紀の今日、多様な生き方多様な家族形態の尊重が問われています。しかし未だに親の婚姻の有無で、子どもを「嫡出子・嫡出でない子」と区別し、出生届や戸籍の続柄等で差別する法制度が維持されています。

非婚で子どもを産んだ母親もその子どもも何ら差別を受けるいわれはありません。差別する側や差別法制度を維持する国が問われるべきものです。

国連子どもの権利委員会日本審査では、委員から「相続権について同じにしたのですから、嫡出でない子という言葉全てをなくし、関連の法的条項をその方向で変えていただきたい。「嫡出でない子」等という言葉はもはや存在しないのではないですか。日本だけですよ。そんな概念があるのは。」と指摘されました。

国連人権条約各後委員会からは、婚外子差別法制度の撤廃が繰り返し勧告されています。私たちももはや婚外子差別法制度は不要と廃止を国に求めています。

「婚外子差別に No! 電話相談」に取り組んで丸10年になります。わからないこと、差別を受けたこと等ぜひお聞かせください。お電話お待ちしております！

婚外子ということで受けた不快感や、いやな思いなどお話を聞かせください！

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください！

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫！
→家裁の窓口で変更と言われるても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄（つづきから）は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている！
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 F A X & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めて、30数年余運動してきた市民団体です。